景観法運用指針の改正案に対するご意見

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方（回答）
1	自然エネルギーが可視化される風力発電は好ましいと考えるが、再生可能エネルギーを狙い撃ちする文言を法律文に入れるのはなぜか。	今回の運用指針の改正は、令和7年12月に関係閣僚会議で決定した「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を踏まえて、同種の課題が生じている風力発電事業も含めた再生可能エネルギー施設に対応して、景観法の適切な活用を促進するため行うものです。 なお、これらの技術的な助言を踏まえ、各景観行政団体が、地域住民との合意形成や所定の手続きを経て景観計画を策定し、地域の判断で景観形成基準を設けるものです。
2	運用指針内の「地域の特性にふさわしくない建築物又は工作物」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。 「ふさわしくない」という表現をもう少し柔らかい表現にした方が良いのではないか。	「地域の特性にふさわしくない建築物又は工作物」の具体については、各景観行政団体が当該景観計画区域の景観の特性に鑑み、対象を設定するものと考えております。 なお、ご指摘を踏まえ、記載の表現については、「適さない」に訂正させていただきます。
3	再生可能エネルギー施設等の設置については、可能な限り都市部（建物の屋根や屋上など）に設置することを推奨すべきではないか。	景観法は特定の施設設置の誘導を行う制度ではございませんが、今後の参考とさせていただきます。
4	駅舎や商店街の美的統一やロケ地誘致連動の景観整備で新たな魅力を創出すべきではないか。	ロケ地誘致連動の環境整備については、直接的に景観法制度が所掌する範囲ではございませんが、駅舎や商店街の美的統一による新たな魅力創出の必要性については今後の参考とさせていただきます。
5	景観法で事業を規制するのであれば、更に具体的な記載をし、事業開発を可能と解釈できるような記載とするべきである。	景観法は、各景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、建築物等を指定及びそれらに対する高さ等の基準を定めるものであり、事業開発や事業規制そのものを制限するものではありません。
6	「視認されるか否か」を一律の判断基準をするのではなく、既存景観構成要素を総合的に考慮するような運用とすべきであることを明記すべきではないか。また、法第2条第2項の「経済活動等の調和」に基づき、「一切視認されないこと」ではなく「色彩の配慮」や「配置の工夫」等、現実的な誘導に留めるべきではないか。	基準の策定にあたっては、視認性のみを一律の判断基準としているわけではなく、高さや形態意匠、配置の工夫も含めて検討すべきである旨記載しております。また、視認性を検討するにあたっても視認できる場合には植栽や目隠しを行うなどの基準の具体例を示すとともに、過度な制限とならないようする必要がある旨についても記載しております。
7	景観保全のために制限を設ける際は、「必要最低限」かつ「不当な制限」とならないよう、専門的知見に基づき慎重に検討すべきであることを指針に記載すべき。	国として、これまでも景観計画の検討の際は、有識者や専門家の意見聴取が望ましいと公表しているところであり、本運用指針内でも、景観審議会等の第三者機関の意見を反映する方法が考えられる旨記載しております。
8	「太陽光発電施設や風力発電施設等の再生可能エネルギー施設」の対象範囲を明示すべき。	運用指針上では、景観上特に課題となっている太陽光発電施設や風力発電施設を例示しており、実際の対象範囲については、各景観行政団体の判断によるものでございますが、施設の種類ごとの設備に対する考え方は、別途公表予定のマニュアルにて記載をさせていただく予定です。
9	洋上風力発電施設については、海域において「視認されない」制限を課すことは不可能であり、既存手続との二重規制や手続の遅延を避けるため、景観法上の追加規制は補完的・限定的であるべき。	海域全体において一律に視認されないことを求めるものではなく、眺望対象に影響を及ぼす範囲において施設が視認されないように基準を設ける旨を記載しているところです。 また、景観法上の手続は追加規制として扱われるものではなく、景観保全・形成上必要となる地域に必要な基準を設けるものであり、他手続の補完となる手続である認識はございません。
10	環境影響評価法に基づき既に住民説明を実施している場合、手続の重複を避け、迅速な処理を可能とする運用とすべき。	景観法制度における住民の意見聴取とは、事業ごとに対するものではなく、景観計画策定時および改定時に住民の意見を聴取するものです。環境影響評価法等に基づく住民説明とは目的が異なるところであり、手続の重複にはあたらないと考えます。
11	後置的に新たな規制が適用されることは事業の予見可能性を損なわせるため、既存案件および進行中案件については、不利益変更とならないよう、十分な経過措置を設けていただきたい。	景観計画に基づく届出対象行為は、工作物の新築・改築等の際に求められるものであり、既存案件および進行中案件について、それらより後に策定された景観計画における基準が遡及的に適用されることはございません。
12	風力発電に係る規制強化を促進する記載をすることは風力発電を過度に阻害する恐れもあることから、風力発電等の特定の具体の施設名称を記載するべきではない。	令和4年度に全国の景観行政団体を対象に実施したアンケート調査の結果、太陽光発電施設に加え、風力発電施設も景観上の問合せや苦情が多い事象であると把握しているところです。 このため、風力発電施設についても言及した上で、再エネ施設全般に対して、地域の景観との共生を図るため景観法の制度活用を促すものです。

（※）ご意見については、同様の意見を集約するとともに、一部要約して記載しております。
　　また、掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。